

いわて 公益法人だより



臨時号
(R7年5月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
区分経理の原則義務付けについて(公益法人・移行法人)	P3
新会計基準について(公益法人・移行法人)	P4～7

【事務局からのお知らせ】

(公財)公益法人協会 公益・一般法人会計セミナー「入門編」の開催について

・日時 令和7年6月4日(水)13:30～16:30

6月5日(木)10:00～16:00

・会場 いわて県民情報交流センター(アイーナ)

※詳細は別添のパンフレットをご確認ください。

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。
TEL:03-5403-9669 (平日10時～16時45分)

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「区分経理の原則義務付け」「新会計基準」に関する事項をお知らせします。

来月以降も、その他の事項を順次お知らせしていく予定です。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理等 ・ 「予備財産」の要件	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話

区分経理の原則義務付けについて

公益目的事業財産を可視化し、財務状況の透明性を向上するため、**区分経理(貸借対照表及び損益計算書の内訳表示)**が原則義務付けられます。(※1)

公益目的事業財産は、貸借対照表の内訳の公益目的事業会計に整理します。

貸借対照表の内訳で公益目的事業財産を把握可能となるため、財産残額は、公益目的事業会計の純資産額を基礎に算定する方法とし(※2)、毎事業年度の計算は廃止(＝別表Hの廃止)されます。

令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、令和10年3月31日までに開始する事業年度までは現行方法での経理が可能とされています。

※1 収益事業等を行わない法人は、法人運営のためと特定されている財産を除く全ての財産(公益目的事業財産等)を公益目的事業に使用・処分することで区分整理をしないことができる。

※2 区分整理を行わない法人は、公益目的事業財産等を基礎に算定する。

○旧会計基準

内訳表の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等 を行う法人	(収益の50%超を公益 目的事業に繰入)	必須	必須 各事業も 区分
	(上記以外)	任意	
収益事業等 を行わない 法人	(複数の公益目的事 業を行っている)		任意
	(上記以外)	任意	

正味財産
増減計算書

○新会計基準

会計区分別内訳の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人		必須	必須 各事業も区分
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり	代替措置あり ※各事業の区分 必須
	(上記以外)		代替措置あり

活動計算書

出典:内閣府「新公益法人制度説明資料(令和7年3月7日版)」

新会計基準について(1)

令和6年12月に新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」が制定されました。公益法人制度改革に伴う見直しに加え、「わかりやすい財務情報の開示」のための見直しが行われています。

新会計基準は令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、令和10年3月31日までに開始する事業年度までは従前の会計基準の適用も可能とされています。

【ポイント】

- ・新会計基準全体に関する基本的な考え方として、公益法人における「財務報告の目的」を明確化（公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確化）
- ・公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直し（振替処理の廃止、基本財産・特定資産の位置付けの整理等）。併せて、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ見直し
- ・財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実（財務規律への適合状況について注記及び附属明細で一体的な情報開示）
- ・現行会計基準制定時（平成20年）からの公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などの明確化、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示の追加

出典：内閣府「新公益法人制度説明資料（令和7年3月7日版）」

見直しの内容は多岐にわたりますが、次ページからは貸借対照表及び正味財産増減計算書の変更点について紹介します。



新会計基準について(2)

貸借対照表(BS)の変更点

新基準

貸借対照表
X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX		(単位:円)	
科 目	当年度	前年度	
I 資産の部			
① 1. 流動資産			
現金預金	292,000	122,000	
流動資産合計	292,000	122,000	
2. 固定資産			
② (1) 有形固定資産			
什器備品	450,000	0	
有形固定資産合計	450,000	0	
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計	0	0	
① (3) その他固定資産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000	
固定資産合計	14,650,000	14,100,000	
資産合計	14,942,000	14,222,000	
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計	0	0	
III 純資産の部			
③ 1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000	
2. 一般純資産	182,000	12,000	
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000	
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)	
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)	
純資産合計	14,942,000	14,222,000	
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000	

①基本財産、特定資産の扱い

従来、基本財産、特定資産に計上されていた現金預金、投資有価証券等は、構成資産の内容に応じて、表示科目が変更になります。例えば、特定資産の中身の資産が「預金」であれば、流動資産の現金預金で表示し、投資有価証券であれば、その他固定資産の投資有価証券で表示します。

なお、基本財産・特定資産の情報は必要に応じて注記で記載します。

②固定資産の部の表示区分の変更

固定資産の部は、従来、基本財産、特定資産、その他の固定資産の分類でした。

新会計基準では、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産の分類に変更されます。

③純資産の部の表示方法、会計処理方法

「正味財産の部」の名称が、「純資産の部」に変更になり、一般正味財産、指定正味財産も、それぞれ一般純資産、指定純資産に変更されました。

その他有価証券の時価評価差額について、活動計算書(PL)に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直入する会計処理に変更になっています。

そのほか、指定純資産の範囲について、見直しが行われています。具体的には、金融資産の運用の果実(利息や受取配当金など)は、金融資産の財源の如何にかかわらず、一般純資産として会計処理することになりました。

新会計基準について(3)

正味財産増減計算書(PL)の変更点

名称の変更:「正味財産増減計算書」→「活動計算書」

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

①財源区分(指定純資産、一般純資産)と振替処理の扱い

新会計基準では、一般純資産と指定純資産の財源で区別する会計処理は現行基準と同じですが、一般純資産、指定純資産の財源区分はPL本表ではなく注記で開示する扱いに変更になり、PL本表では、公益法人全体としての損益を「経常活動区分」と「その他活動区分」に分けて表示することになりました。

このPL本表における財源区分の見直しに伴い、いわゆる「振替処理(※)」は廃止されました。

②費用の表示方法の変更

費用科目の表示方法については、「公1事業費」「公2事業費」「収益事業費」「管理費」等の活動別分類(機能別分類)に変更となりました。

現行の形態別分類による情報は、注記で開示する方針となっています。

③評価損益等の表示方法

新会計基準では、その他有価証券の時価評価差額の会計処理が、いわゆる純資産直入に変更になったこともあり、PLの評価損益等の行が廃止されました。

なお、現行会計基準で〇〇評価損益等を含めることとされている投資有価証券の売却損益は、新会計基準では、その他活動区分の投資有価証券売却益(損)に計上します。

※振替処理

指定正味財産を財源とする資産について、用途の指定が解除されたとき、PLにおいて指定正味財産の部から一般正味財産の部の収益へ振り替えて、一般正味財産の部において費消する取扱い。

新会計基準について(4)

新会計基準の適用には一定の作業時間を要すると見込まれるため、移行期間内に対応できるよう、**早めに検討・準備しておくことが重要です(3ページで紹介した区分経理についても同様)。**

新会計基準の適用における事前の検討事項

内閣府 公益法人メールマガジン第213号(令和7年2月26日発行)から一部抜粋

新会計基準の適用に関して、経過措置期間を踏まえていつから適用するかを決定するとともに、同時に下記の事項について事前に検討を行い準備しておくことが有用です。

- ・ 貸借対照表の会計区分別内訳を作成するにあたり、新会計基準を適用する事業年度の前期末の残高及び控除対象財産残高に基づいて、会計区分別の期首残高を算定することが必要と考えます。また当該注記の作成にあたり、日々の会計区分別の会計処理に基づいて残高を算定する(継続記録法)のか、もしくは棚卸的な方法により作成するかを検討する必要があります。内閣府の公益法人の会計に関する研究会による令和5年度報告において、貸借対照表会計区分別内訳の作成方法を示していますので、ご参照ください。
- ・ 活動計算書の財源別区分内訳の作成に関して、指定純資産を財源とする費用の会計処理、開示について検討しましょう。
- ・ 指定寄附資金を保有する公益法人は「指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み」の注記を作成するため、受入年度を含めて内訳を把握し、計画的に使用する管理を行っていくことが必要になります。
- ・ 新会計基準を適用した場合における財務会計システムの対応状況を確認し、システム内/外で対応する事項の整理をしましょう。

オンライン説明会

内閣府が主催する新会計基準についてのオンライン説明会が、YouTubeで動画配信されています。内容ごとに分割した動画も配信されているほか、内閣府HPで文字起こしが公開されています。

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/guztx8f62r.html>